議案第４７号

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年南房総市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中７の項を８の項とし、６の項を７の項とし、５の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ６　市長 | 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第１に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ９　教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第２の１の項中「（昭和３３年法律第１９２号）又は」を「（昭和３３年法律第１９２号）若しくは」に改め、「。）」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表２の項中「。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表３の項中「という。」」を「」という。」に、「又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく保険給付の支

給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を「、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表４の項中「又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施に関する情報」を「、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表５の項中「生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表７の項中「医療保険給付関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表８の項中「又は南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する情報」を「、南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表９の項中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表１０の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表１１の項中「又は医療保険給付関係情報」を「、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表１２の項中「又は児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を「、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表１３の項及び１４の項中「又は住民票関係情報」を「、住民票関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| １５　市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | この表の１の項から５の項まで及び７の項から１４の項までに規定する事務に係る同表特定個人情報の欄に掲げる全ての情報（住登外者宛名情報を除く。） |

別表第３中５の項を６の項とし、４の項を５の項とし、３の項を４の項とし、２の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３　市長 | 住登外者宛名番号管理機能に | 教育委員会 | 住登外者宛名情報 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | | であって規則で定めるもの |

別表第３に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ７　教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４７号　南房総市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表　（下線部分は改正部分）

## 改正案

第１条～第６条　（略）

別表第１（第４条関係）

| 機関 | 事務 |
|---|---|
| ５　市長 | グループホーム等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う事業所で、同法第３６条第１項の規定により指定を受けたものをいう。以下同じ。）に入居する障害者に対して家賃を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの |
| ６　市長 | 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| ７　教育委員会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号）に基づく災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ８　教育委員会 | 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ９　教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第２（第４条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---|---|---|

## 現行

第１条～第６条　（略）

別表第１（第４条関係）

| 機関 | 事務 |
|---|---|
| ５　市長 | グループホーム等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う事業所で、同法第３６条第１項の規定により指定を受けたものをいう。以下同じ。）に入居する障害者に対して家賃を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの |
| ６　教育委員会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号）に基づく災害共済給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ７　教育委員会 | 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第２（第４条関係）

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|---|---|---|

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １　市長 | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの | １　市長 | 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの | 国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ２　市長 | 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ２　市長 | 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ３　市長 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法に基づく保護の実施若しくは就労自立 | ３　市長 | 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に基づく精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報という。」）、生活保護法に基づく保護の実施若しくは就労自立給 |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | | 付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| ４　市長 | 国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ４　市長 | 国民健康保険法に基づく保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの |
| ５　市長 | 児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ５　市長 | 児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）に基づく児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | | | | | |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ７　市長 | 児童手当法（昭和４６年法律第７３号）に基づく児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ７　市長 | 児童手当法（昭和４６年法律第７３号）に基づく児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| ８　市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する情報、介護保険給付等関係情報、南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ８　市長 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する情報、介護保険給付等関係情報又は南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する情報であって規則で定めるもの |
| ９　市長 | 介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | ９　市長 | 介護保険法に基づく保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| １０　市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | １０　市長 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| １１ | 南房総市子ども | 生活保護関係情報、地 | １１ | 南房総市子ども | 生活保護関係情報、地 |

| 改正案 | | | 現行 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市長 | 医療費助成に関する条例に基づく子ども医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | 市長 | 医療費助成に関する条例に基づく子ども医療費を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 方税関係情報、住民票関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの |
| １２<br>市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | １２<br>市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの |
| １３<br>市長 | 南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | １３<br>市長 | 南房総市重度心身障害者医療費等支給条例に基づく医療費及び証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| １４<br>市長 | グループホーム等に入居する障害者に対して家賃を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | １４<br>市長 | グループホーム等に入居する障害者に対して家賃を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| １５<br>市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | この表の１の項から５の項まで及び７の項から１４の項までに規定する事務に係る同表特定個人情報の欄に掲げる全ての情報（住登外者宛名情報を除く。） | | | |

| 改　正　案 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第３（第５条関係） | | | |
| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
| ２　市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| ３　市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの |
| ４　教育委員会 | 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定め | 市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する情報、児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する情 |

| 現　行 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第３（第５条関係） | | | |
| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
| ２　市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの | 教育委員会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| ３　教育委員会 | 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定め | 市長 | 南房総市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づく医療費、調剤費、診療報酬証明手数料及び調剤報酬証明手数料を助成する事業に関する情報、児童福祉法に基づく障害児通所支援に関する情 |

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | るもの | | 報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの | | るもの | | 報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 5　教育委員会 | 児童福祉法に基づく保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの | 4　教育委員会 | 児童福祉法に基づく保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 6　教育委員会 | 経済的な理由によって就学が困難と認め | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報、児 | 5　教育委員会 | 経済的な理由によって就学が困難と認め | 市長 | 生活保護関係情報、地方税関係情報、児 |

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | られる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | 童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの | | られる児童又は生徒の保護者に対して行う就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | 童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 7　教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの | | | | |

附　則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。